

栃木県知事 福田富一様

2012年5月11日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小林年治

竜巻被害対策本部長

飯塚 正

県政対策委員長

野村 せつ子

竜巻等被害対策に関する申し入れ

5月6日に発生した竜巻で、真岡市、益子町、茂木町は住宅被害412戸を含め建物被害865棟(5月10日発表)の甚大な被害を受けました。農作物や農業施設の被害は、小山市の降ひょう被害も含め被害総額1億7,454万7千円(5月7日発表)におよびます。昨年3.11大震災で被災した方々には「二重被害」といえる状況です。ついては、県として被害の全容把握を急ぐとともに、被災者生活再建支援法の柔軟な適用をはじめ、被災県民の救援と生活再建のために県として最大限の対策を講じるよう下記のとおり申し入れます。

記

1. 真岡市、益子町、茂木町は全壊住宅100戸以上となった茨城県に隣接していることから、被災者生活再建支援法を適用するよう国に求めること。市町と連携し全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の判断は被災者生活再建の視点に立つて行うこと。

2. 災害救助法による仮設住宅への入居や家電、生活必需品等の提供など、すみやかに実施するよう国・市町、日赤等関係機関との連携を密にとりくむこと。

住宅応急修理は災害発生から一か月以内と期間が限られているので、被害を受けたすべての人への周知を急ぎ、積極的かつ柔軟な活用を県として支援すること。

3. 大震災の被災と今回の被災で、二度にわたって屋根瓦の修理をしなければならなくなった人など、被災した県民は被害の大小にかかわらず大きな打撃を受けている。被災者生活再建支援法や災害救助法の住宅応急修理の対象にならない被災者に県独自の支援を行うこと。

4．ガレキの撤去について、被災者から「行政は営業や農業施設に関するもの、私有地に他から飛んできたガレキを撤去してくれない」と困惑の声が出ている。被災者の立場に立って柔軟に対応するよう市町と連携してとりくむこと。

5．農作物と農業施設の被害救済のため、県の農漁業災害特別措置条例など既存の制度を積極的に活用し、無利子の貸し付けや作付け・営農再開に必要な支援を行うこと。また、既存の制度では救済の対象にならない個人のハウス被害などへの何らかの救援措置を講じること。

6．金融機関にたいし、被災者の実情に応じて、各種ローン等の返済猶予などの特段の配慮を求めること。

以上